

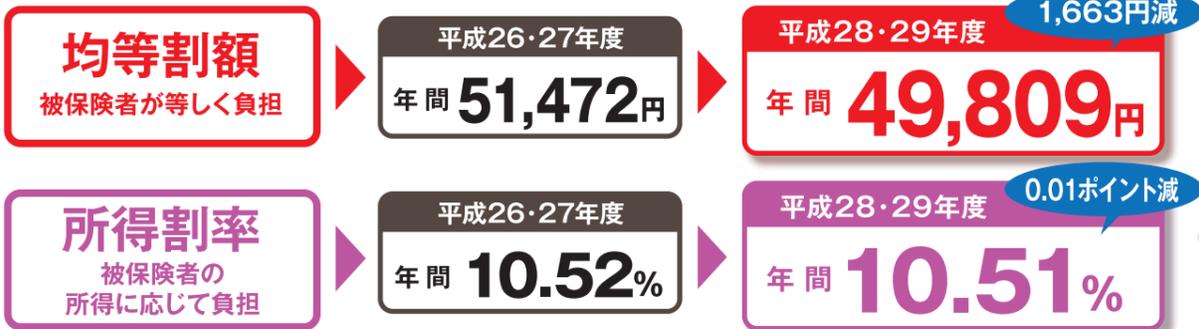
# 後期高齢者 医療制度のお知らせ



75歳以上の方と、  
65～74歳で  
一定の障がいのある方が対象です。



平成28・29年度の保険料率をお知らせします。 **保険料率が変わります**



◆賦課限度額（1年間の保険料の上限額）… 年間 **57万円**（変更なし）

## 平成28・29年度の保険料率

国が全国一律に定める後期高齢者負担率や医療給付費は年々上昇していますが、北海道の被保険者の皆さまにご負担いただく保険料は、主に次の要因により下がります。

- 平成28年度診療報酬改定率がマイナスとなったこと
- 道内の医療給付費の伸びが、少し鈍化したこと
- 平成26・27年度の財政収支に剰余金が生じ、保険料率増加抑制に活用できたこと

## 均等割2割・5割軽減の範囲が 拡充されます

平成27年度まで

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5割軽減	33万円 + (26万円 × 世帯の被保険者数)
2割軽減	33万円 + (47万円 × 世帯の被保険者数)

平成28年度から

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5割軽減	33万円 + (26万5千円 × 世帯の被保険者数)
2割軽減	33万円 + (48万円 × 世帯の被保険者数)

**保険料の計算方法** 保険料は、均等割額と所得割額の合計で算出します。

$$\text{均等割額 } 49,809\text{円} + \text{所得割額 } (\text{所得} - 33\text{万円}) \times 10.51\% = \text{1年間の保険料 } (100\text{円未満切捨て})$$

- 所得の少ない方には、被保険者や世帯主の所得に応じて保険料の軽減があります。（裏面をご覧ください）
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

## 「所得」と「収入」のちがい

「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除額や給与所得控除額）を引いたものです。なお、遺族年金や障害年金は、収入に含まれません。この所得から基礎控除額33万円を控除した「賦課のもととなる所得金額」をもとに所得割額を算出します。ただし、社会保険料控除・扶養控除・医療費控除の「所得控除」は適用されません。

平成28年度の保険料額につきましては、6～7月に個別にお知らせします

# 保険料の軽減

(平成28年度から均等割2割・5割軽減の範囲が拡充されます)

## ◆均等割の軽減

- 軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象になります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減
33万円	8.5割軽減
33万円 + (26万5千円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円 + (48万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減

平成28・29年度の均等割額	前年度との差
4,980円	約200円減
7,471円	約300円減
24,904円	約800円減
39,847円	約1,300円減



例) 単身世帯の場合 **168万円** (年金収入) - **120万円** (公的年金等控除) - **15万円** (特別控除額) = **33万円** (軽減判定の所得)

※65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

## ◆所得割の軽減

- 被保険者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

## ◆被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したとき、サラリーマンなどの健康保険(被用者保険)の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減になります。(ただし、市町村国保や国民健康保険組合は含まれません)

## ◆年間保険料額の例

※例として掲載したものでありますので、世帯区分や年金以外の所得などにより、実際の年間保険料額は異なります。  
※表のオレンジ色の箇所は、軽減判定所得の範囲拡充による影響を受ける年金収入です。

例) 単身世帯で年金収入のみの場合

年金収入	均等割軽減	所得割軽減	平成28年度	前年度との差
80万円	9割	—	4,900円	200円減
153万円	8.5割	—	7,400円	300円減
168万円	8.5割	5割	15,300円	300円減
194万円	5割	5割	46,400円	900円減
194.5万円	5割	5割	46,700円	16,300円減
211万円	2割	5割	70,300円	1,300円減
215万円	2割	—	105,000円	1,400円減
216万円	2割	—	106,000円	11,700円減

例) 夫婦2人世帯(ともに被保険者)で、妻の年金収入が80万円以下の場合

夫の年金収入	区分	均等割軽減	所得割軽減	平成28年度	前年度との差
80万円	夫	9割	—	4,900円	200円減
	妻		—	4,900円	200円減
153万円	夫	8.5割	—	7,400円	300円減
	妻		—	7,400円	300円減
168万円	夫	8.5割	5割	15,300円	300円減
	妻		—	7,400円	300円減
211万円	夫	5割	5割	55,300円	900円減
	妻		—	24,900円	800円減
220万円	夫	5割	—	95,300円	900円減
	妻		—	24,900円	800円減
221万円	夫	5割	—	96,300円	16,400円減
	妻		—	24,900円	16,200円減
262万円	夫	2割	—	154,400円	1,400円減
	妻		—	39,800円	1,300円減
264万円	夫	2割	—	156,500円	11,700円減
	妻		—	39,800円	11,600円減



## 後期高齢者医療制度は 国民全体で支え合う制度です

支出

北海道の2年間の費用の見込み  
(医療機関への支払や健康診査に要する費用など)

**1兆6,447億円**

収入

北海道の2年間の医療費等の財源

国などからの負担金等  
(給付費の約5割)

**8,221億円**

若い世代からの支援金  
(給付費の約4割)

**6,622億円**

保険料(約1割) **1,412億円**

保険料引下げのための財源  
剰余金 **192億円**



保険料(約1割)の内訳

均等割 55% **777億円** ÷ 被保険者合計人数 = 均等割額 **49,809円**

所得割 45% **635億円** ÷ 賦課のもととなる所得金額の合計 = 所得割率 **10.51%**

※平成28・29年度の賦課割合は、均等割55:所得割45としています。

お問い合わせ先

お住まいの市区町村の  
後期高齢者医療制度  
担当課

または

**北海道後期高齢者医療広域連合**

発行月:平成28年3月

[電話] **011-290-5601**

[住所] 〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館内  
[FAX] 011-210-5022

[電子メール] webmaster@iryokouiki-hokkaido.jp [ホームページ] http://iryokouiki-hokkaido.jp/